

第 5841 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 21日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

## ⇨ 株式保有特定会社の判定基準の見直し

**Q** : 株式保有特定会社の判定基準が見直されたとか。どのような内容になったのですか?

**A** : 次のような内容になりました。

### 【解説】

従来、評価会社の有する各資産の価額の合計額のうちを占める「株式及び出資」の価額の合計額の割合が50%以上である評価会社は、株式保有特定会社として、その株式の価額を、原則として純資産価額方式より評価することとしていました。

しかし、新株予約権付社債(株式会社の株式の交付を受ける権利が付された社債で株式及び出資に該当しないもの)についても、株式に転換することのできる権利を有していること、市場では株式の価格と連動してその価格が形成されていること及び金融商品取引法等において株式と同等に取り扱われる規定があること等から、「株式及び出資」と同等に取り扱うことが相当と考えられるとして、「株式及び出資」にこの「新株予約権付社債」を加えて、株式等保有特定会社の判定基準とすることとされました。

これに伴い、株式保有特定会社の株式を評価するときの例外的評価方式である「S1+S2」方式における計算方法等についても、新株予約権付社債の価額を加えて計算することとされました。

